

## 大口町農業経営改善計画認定協議会設置要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大口町において自らの創意工夫に基づき農業経営の改善を計画的に進めようとする者を農業経営の担い手として認定するに当たり、農業経営改善計画認定協議会（以下「認定協議会」という。）を設置し、適正かつ円滑な運営をするため、必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 認定協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議を行う。

- (1) 農業経営改善計画の認定に関すること。
- (2) 農業経営改善計画の作成全般についての相談に関すること。
- (3) 認定農業者に対する指導及び助言に関すること。
- (4) その他認定等に当たって必要な事項に関すること。

### (構成)

第3条 認定協議会は、次に掲げる機関及び団体をもって構成する。

- (1) 大口町
- (2) 大口町農業委員会
- (3) 愛知北農業協同組合
- (4) 愛知県尾張農林水産事務所農業改良普及課
- (5) その他認定協議会が必要と認める機関又は団体

### (役員)

第4条 認定協議会に会長を置く。

- 2 会長は、大口町長をもってこれに充てる。

### (運営)

第5条 会長は、認定協議会を招集し、会議を主宰する。

- 2 認定協議会は、原則として構成員全員の意見一致により認定する。
- 3 認定の可否を迅速に決定するため、必要な場合には、文書持ち回り方式による

認定協議会において処理を行うことができる。

(庶務)

第6条 農業経営改善計画の認定に係る庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が認定協議会に諮ってこれを定める。

附 則 (平成6年10月28日 大口町告示第61号)

この要綱は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成11年4月25日 大口町告示第40号)

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則 (平成12年3月17日 大口町告示第28号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年11月1日 大口町告示第90号)

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の大口町農業経営改善計画認定協議会設置要領は、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成21年3月27日大口町告示第59号)

この要綱は、告示の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日 大口町告示第47号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月31日 大口町告示第52号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。